

令和 7 年竹田市教育委員会第 3 回臨時会 会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 5 月 2 9 日（木）午後 5 時 5 7 分から
- 2 開催場所 竹田市役所 2 階庁議室
- 3 出席委員

教育長	志賀 哲哉
1 番委員	吉野 聖子
2 番委員	岡 茂樹
3 番委員	甲高 幸一
4 番委員（教育長職務代理者）	進 みづほ
- 4 欠席委員 なし
- 5 本定例会に説明のため出席した者の職・氏名

教育総務課長	廣瀬 恵三
生涯学習課長	橋本 一彦
事務局員	教育総務課課長補佐
	古澤 邦利
- 6 議事日程

(1) 審議事項	
議題第 2 3 号	竹田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定を市長に申し 出ることにについて
議題第 2 4 号	竹田市体育施設条例施行規則の一部改正について
(2) その他	
- 7 議事次第 別紙のとおり

〔開会時刻：午後 5 時 57 分〕

廣瀬教育総務課長	委員の出席状況でございます。教育長及び委員 4 名出席、傍聴者はいらっしゃいません。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定に基づき、本委員会が成立していることを報告いたします。
志賀教育長	それでは皆さん、こんばんは。たびたび集まっていたいて本当に申し訳ありません。ありがとうございます。 それでは、ただいまから令和 7 年第 3 回臨時会を開会します。 早速審議に入ります。本日の審議事項は 2 件です。初めに、議題第 23 号「竹田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定を市長に申し出ることについて」です。生涯学習課長、説明をお願いします。
橋本生涯学習課長	はい。生涯学習課長の橋本です。 私からご説明申し上げます。この趣旨は久住総合体育館の除却処分に伴い、竹田市が設置する体育施設から除去する必要があるため、竹田市体育施設条例の一部の改正を行うものです。改正の内容につきましては、第 2 条の表がありまして、表の中の、久住総合運動公園の 6 番目に体育館がございます。この体育館を、削除しまして、7 番目にある屋内ゲートボール場すぱ一く久住を、6 番に改めるというものであります。それから、同様に別表の第 3 というところが、竹田市久住総合運動公園の体育館について記載をされている表になりますので、この表を削除して、表が 1 つ減りますので、別表の 4 を、別表の 3 に改めるというものであります。よろしくをお願いします。 それからこの条例については、施行期日は公布の日から施行するというようにしております。以上です。
志賀教育長	説明終わりましたので質疑を受けます。質疑等はありませんか。 それでは、議題第 23 号承認してよろしいですか。
委員	（「はい。」の声）
志賀教育長	承認されました。次に、議題第 24 号「竹田市体育施設条例施行規則の一部改正について」です。生涯学習課長、説明をお願いします。
橋本生涯学習課長	はい 4 ページ以降をご覧ください。議題第 24 号「竹田市体育施設条例施行規則の一部改正について」です。先ほどご説明いたしました条例の改正に伴いまして、規則の方も改正を行うというものです。これも久住総合体育館の除却処分に伴いまして、竹田市が設置する体育施設から削除する必要がありますので、条例の施行規則の一部の改正を行うというものです。 まず、1 点目は、別表の第 1 の中の、先ほどと同じになりますけれども、6 番目に体育館がありますのでその体育館を削除して、7 番目に記載をされている屋内ゲートボール場すぱ一く久住を 6 番目に繰り上げるものというのが 1 点であります。それから現在申請書及び許可書を掲載しております。5 ページ目の方が申請書、6 ページ目が許可書になります。これに伴って、体育館の部分を削除し

て、変更をするというものになります。よろしくお願いいたします。これについても、施行期日は公布の日から施行するということにしております。以上です。

志賀教育長

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。それでは、議題第 24 号を承認してよろしいですか。

委員

(「はい。」の声)

志賀教育長

承認されました。これで本日の議題は終了しました。終了しましたが、何かこの際ですので、何かございますでしょうか。それでは、以上をもちまして本日の臨時会を閉会します。わざわざどうもありがとうございました。

[閉会時刻:午後 6 時 02 分]